

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年9月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300190 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300042 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から昭和 60 年 1 月 1 日まで

私は、請求期間において A 社に 2 度就職し、2 度退職しており、同社に勤務していた期間があるにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないのはおかしいので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社において請求期間中に厚生年金保険の被保険者資格を有する被保険者 (以下「同僚」という。) のうち、連絡先の判明した 11 名に照会を行ったところ、複数の同僚から請求者が同社において運送業務を担当していた旨の回答が得られたことから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、B 社の現在の事業主は、請求期間当時の資料がないため、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出並びに請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについて、いずれも不明であると回答している。

また、請求期間を含む昭和 49 年 1 月 1 日から昭和 60 年 1 月 7 日までの期間に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 51 名の健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。) を確認したが、その中に請求者の氏名はなく、整理番号は連番で欠番もないことから、請求者の同社における被保険者記録が欠落した形跡はない。

さらに、請求期間当時、A 社は C 厚生年金基金 (平成 27 年解散) に加入していたことから、企業年金連合会に請求者の厚生年金基金加入記録について照会したが、請求期間において請求者が厚生年金基金の加入者であった記録はない旨回答があった。

加えて、請求者が A 社において勤務していたと回答している同僚からは、同社における請求者の具体的な勤務期間等についての回答を得ることができなかった上、請求者が同社における同僚として氏名を挙げている者は、オンライン記録及び被保険者原票により、請求期間におい

て同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる。

なお、請求期間のうち昭和 50 年 10 月 18 日以降の期間については、オンライン記録、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳により、請求者は国民年金の被保険者として管理されており、同年 10 月から昭和 52 年 8 月までの期間及び昭和 54 年 10 月から昭和 56 年 7 月までの期間については、それぞれ保険料納付済期間及び保険料免除期間と記録されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。